



2019年2月22日

各 位

会 社 名 イ ワ キ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 城 慶 太 郎
(コード番号 8095 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 瀬 戸 口 智
(TEL. 03-3279-0481)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2019年3月18日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 127,269株
(3) 発 行 価 額	1株につき418円
(4) 発 行 総 額	53,198,442円
(5) 割 当 予 定 先	当社の取締役： 6名 112,915株 当社子会社の取締役： 2名 14,354株 ※上記人数には、当社の取締役と当社子会社の取締役とを兼任している1名がそれぞれ含まれている
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2017年1月24日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対してグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役並びに当社子会社2社（岩城製薬株式会社及びメルテックス株式会社。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。）の取締役（以下「対象子会社取締役」といいます。また、対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

また、2017年2月24日開催の第77回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、対象子会社取締役に対して、年額12百万円以内の金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡

制限期間として3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき対象会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により対象取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年450,000株（※）以内、対象子会社取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は年80,000株（※）以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

（※）ただし、当社が普通株式について、株式分割・株式併合等を行う場合には、その効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

今回は、対象取締役等に対してグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主様との一層の価値共有を進めることを目的とし、当社の取締役報酬体系を考慮のうえ、第80期事業年度分として普通株式127,269株（金銭報酬債権合計53,198,442円）を付与することといたしました。また譲渡制限期間につきましては、中長期計画を踏まえ5年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等8名（対象子会社取締役と兼任している対象取締役1名を除くと7名）が、対象会社から支給された上記金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2019年3月18日～2024年3月17日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあること。但し、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおり。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位又は使用人のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし死亡による退任又は退職をした場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又

は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職をした場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後又は上記(3)①で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の専用口座での管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座での管理の内容につき同意している。

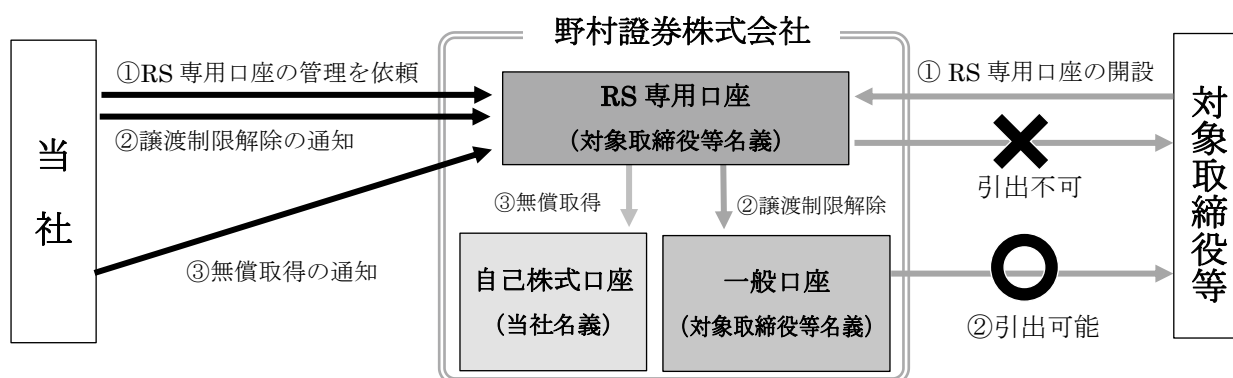
(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の第80期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2019年2月21日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値である418円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上